

審　查　要　求　書

2017年(平成29年) 5月 8日

会　計　檢　查　院　御　中

審査要求人代理人弁護士　山　下　幸　夫



〒351-0007 埼玉県

909号

審査要求人　黒　藪　哲　哉

(昭和58年1月14日生)

〒160-0023 東京都

305号

新宿さきがけ法律事務所

電話 03-6279-4438

FAX 03-6279-4439

審査要求人代理人

弁護士　山　下　幸　夫

審　查　要　求　の　趣　旨

内閣府が、広告代理店に発注した「政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広告テーマの広報実施業務等」と題するプロジェクトに関し、平成27年4月1日付
けで契約された案件につき、契約額が約6700万円であるのに、請求額の総額が

新聞広告だけでも20億円を超えていた件について、特定の業者との間で、厳密な見積書も出させないで、口頭とメモだけで次々と発注して多額の契約金を支払うのは行政契約における平等原則並びに公正原則に反するとともに、透明性の原則にも反する不正があると思料されるので、貴院が主務官庁である内閣府の責任者に対し、その是正を図るよう通知することを求める。

審査要求の理由

- 1 内閣府が、広告代理店に発注した「政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広告テーマの広報実施業務等」と題するプロジェクトに関し、平成27年4月1日付で契約された案件について、審査要求人が情報公開等により入手した資料に基づいて調査したところ、以下のような疑問点が明らかとなっている。
2 上記の案件につき、契約額が約6700万円であるのに、請求額の総額が新聞広告だけでも20億円を超えていた件について、審査要求人が内閣府に対して問い合わせたところ、「契約額はこのプロジェクトを進めるための構想の費用（構想費）であって、PR業務そのものは、臨機応変に発注できる取り決めになっている。そのために、契約額として明記された約6700万円を大幅に超える請求となった。政府広告の出稿は、先が予測できないので、見積もりを取ってから発注していたのでは、タイミングを逸するので、このような方法を採用している。」と説明があった。

これに対して、審査要求人が、見積書も作成せずに国家予算を支出するのは大きな問題があると考え、内閣府に具体的な発注方法を問い合わせたところ、内閣府は、「口頭とメモ」で指示していると回答した。

しかしながら、約6700万円の「構想費」の内訳の大半は、知的労働、たとえばアイディアの提示やアドバイスなどに使われたことになるが、その金額はあまりにも高額であるし、この「構想費」は年々高騰しているのも不自然である。

通常、広告代理店とスポンサーの広報担当が複数回のミーティングを持つことはあるが、その場合に広告代理店が「構想費」として請求することではなく「企画費」として請求するのが普通であり、その企画費も、せいぜい高くても500万円程度だと指摘されているとことであり、あまりにも高額に過ぎるものである。

- 3 契約書に添付された「仕様書」通りの制作が履行されていない場合があり、契約の履行についても疑問がある。
- 4 通常、新聞広告の制作は、版下制作から版下の配信まで、ひとつの広告代理店が行うが、上記の「政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広告テーマの広報実施業務等」のプロジェクトでは、博報堂に発注した案件について、版下を電通が制作したケースが少なくとも7件あり、平成27年（2015年）7月、全国71紙に「高齢者詐欺防止」の5段広告が掲載された案件では、電通が版下を制作し、博報堂がそれを配信しているが、博報堂が内閣府に請求した額は、約1億3200万円であるが、内閣府が電通に支払った版下制作費は不明であり、情報公開を求めたが不開示となっている。正当と認められる版下制作費は100万円に満たないと考えられるが、それより高額の版下制作費が電通に支払われている可能性がある。
- 5 博報堂が発行している請求書についても、①エクセルで作成された正規のものではない請求書であること、②請求書に発行年月日が記載されていないこと、③請求書そのものにインボイス・ナンバーが付番されておらず、正規の会計システムの中で作成されたものではないことが指摘できるのであり、極めて不自然である。
- 6 内閣府から博報堂に対する天下りが多くなされているし、博報堂が日本郵政の関係者に対する接待攻勢をかけて、PRの仕事を独占するようになったことがあり、総務省がその調査を実施したことがある。
- 7 以上から、上記の案件について、内閣府による博報堂や電通に対する発注のあり方とその実行については、特定の業者との間で、厳密な見積書も出させないで、

口頭とメモだけで次々と発注して多額の契約金を支払うのは行政契約における平等原則との関係でも問題であるし、契約の透明性の確保という点からも問題があるので、貴院が主務官庁である内閣府の責任者に対し、その是正を図るよう通知することを求める。

証明方法

甲第1号証 平成27年度「政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務」の契約書と請求書

甲第2号証 平成26年度「政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務」の契約書と請求書

甲第3号証 平成25年度「政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務」の契約書と請求書

甲第4号証 平成24年度「政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務」の契約書と請求書

甲第5号証の1 電通と内閣府の「高齢者詐欺被害の未然防止（毎日話せば詐欺は防げる）」契約書。

甲第5号証の2 博報堂と内閣府の「高齢者詐欺被害（毎日話せば詐欺は防げる）」
契約書

甲第6号証 防衛省あての博報堂の請求書

甲第7号証 『現代の眼』（1975年7月号）

甲第8号証 天下りリスト。内閣府の「国家公務員法第106条の24第2項等
の規定に基づく届け出関連」

甲第9号証 博報財団 年次報告

甲第10号証 郵政事件の総務省の『検証総括報告書』（博報堂に関連する部分）

甲第11号証 平成28年度の行政事業レビューシート

甲第12号証 平成27年度の行政事業レビューシート

甲第13号証 平成27年国勢調査の広報に関する総合企画「請負契約書」

甲第14号証 平成27年国勢調査の広報に関する総合企画「請負契約書」

甲第15号証 博報堂からの回答

甲第16号証 審査要求人の陳述書

添付書類

- 1 審査要求書副本 1通
- 2 甲号証（写し） 各1通
- 3 委任状 1通